

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正について
藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）2月3日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成23年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正及び藤沢市スポーツ広場条例の制定に伴い、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の規定を整備する必要による。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 岩 本 育 子

藤沢市教育委員会規則第4号

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条第5項中「及び藤沢市有料公園施設等使用規則(平成9年藤沢市規則第37号)第5条第3項の規定により有料公園施設等使用団体として登録された団体」を「，藤沢市有料公園施設等使用規則(平成9年藤沢市規則第37号)第5条第3項の規定により有料公園施設等使用団体として登録された団体及び藤沢市スポーツ広場条例施行規則（平成23年教育委員会規則3号）第5条第3項の規定によりスポーツ広場使用団体として登録された団体」に改める。

第18条第1項中「第6条」を「第7条」に改める。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(団体の登録手続等)</p> <p>第 5 条 条例第 4 条第 2 項の規定により団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、前条第 3 号に規定する者であることを証する書類を教育委員会に提示の上、施設等使用団体登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用団体登録等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、前項の適否を決定した場合において、当該申請に係る対象団体が施設等を使用することができる団体として適当であると認めたときは、当該対象団体を施設等使用団体として登録するとともに、当該申請書が提出された日から 10 日(当該日数の計算に当たっては、休館日は含めないものとする。)以内に当該対象団体の代表者に施設等使用団体登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。</p> <p>4 登録証の有効期間は、当該登録証が交付された日から 3 年とする。</p> <p>5 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和 51 年藤沢市教育委員会規則第 1 号。次条第 1 項第 1 号において「市民利用規則」という。)第 8 条第 3 項の規定により学校体育施設市民利用団体として登録された団体、<u>藤沢市有料公園施設等使用規則(平成 9 年藤沢市規則第 37 号)第 5 条第 3 項の規定により有料公園施設等使用団体として登録された団体及び藤沢市スポーツ広場条例施行規則(平成 23 年教育委員会規則 3 号)第 5 条第 3 項の規定によりスポーツ広場使用団体として登録された団体は</u>、第 3 項の規定により施設等使</p>	<p>(団体の登録手続等)</p> <p>第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規定により団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、前条第 3 号に規定する者であることを証する書類を教育委員会に提示の上、施設等使用団体登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用団体登録等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、前項の適否を決定した場合において、当該申請に係る対象団体が施設等を使用することができる団体として適当であると認めたときは、当該対象団体を施設等使用団体として登録するとともに、当該申請書が提出された日から 10 日(当該日数の計算に当たっては、休館日は含めないものとする。)以内に当該対象団体の代表者に施設等使用団体登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。</p> <p>4 登録証の有効期間は、当該登録証が交付された日から 3 年とする。</p> <p>5 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和 51 年藤沢市教育委員会規則第 1 号。次条第 1 項第 1 号において「市民利用規則」という。)第 8 条第 3 項の規定により学校体育施設市民利用団体として登録された団体及び藤沢市有料公園施設等使用規則(平成 9 年藤沢市規則第 37 号)第 5 条第 3 項の規定により有料公園施設等使用団体として登録された団体は、第 3 項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなす。</p>

用団体として登録された団体とみなす。

(利用料金の減免手続等)

第 18 条 条例第 7 条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5 割

ア 市が共催する行事等のために使用する場合

イ 国又は神奈川県が使用する場合

ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合

エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合

オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)

(2) この市の区域内に居住している 60 歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2 割

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

2 条例第 7 条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教育委員会又は市が使用する場合

(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合

(3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合

(利用料金の減免手続等)

第 18 条 条例第 6 条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5 割

ア 市が共催する行事等のために使用する場合

イ 国又は神奈川県が使用する場合

ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合

エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合

オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)

(2) この市の区域内に居住している 60 歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2 割

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

2 条例第 7 条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教育委員会又は市が使用する場合

(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合

(3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合

(4) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第 7 条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、

(4) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第 7 条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、

第 1 項第 2 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第 2 項第 4 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

- 5 指定管理者は、第 3 項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第 3 項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

(既納の利用料金の還付手続等)

第 19 条 条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により還付する既納の利用料金の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

- (1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなつた場合 全額
- (2) 使用する日の前日までに条例第 12 条(同条第 5 号による場合を除く。)の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第 15 条第 5 項の規定により使用の許可を取り消した場合 5 割に相当する額
- (3) 使用する日の 7 日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額
- (4) 使用する日の 6 日前から前日までに使用の取りやめの届出をし、指定管理者の承認を受けた場合 7 割に相当する額(ただし、附属設備に係る既納の利用料金は全額)
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認

第 1 項第 2 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第 2 項第 4 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて体育館の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

- 5 指定管理者は、第 3 項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第 3 項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知証により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

(既納の利用料金の還付手続等)

第 19 条 条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により還付する既納の利用料金の額は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなつた場合 全額
- (2) 使用する日の前日までに条例第 12 条(同条第 5 号による場合を除く。)の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第 15 条第 5 項の規定により使用の許可を取り消した場合 5 割に相当する額
- (3) 使用する日の 7 日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額
- (4) 使用する日の 6 日前から前日までに使用の取りやめの届出をし、指定管理者の承認を受けた場合 7 割に相当する額(ただし、附属設備に係る既納の利用料金は全額)
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がやむを得ない理由があると認

めた場合 あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額

- 2 条例第8条第1項ただし書の規定により既納の利用料金の還付を受けようとする者は、施設等既納利用料金還付申請書に利用料金を納付した事実を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納利用料金還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

附 則（平成23年教委規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

めた場合 あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額

- 2 条例第8条第1項ただし書の規定により既納の利用料金の還付を受けようとする者は、施設等既納利用料金還付申請書に利用料金を納付した事実を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納利用料金還付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。